# 研究集会補助金の申し合わせ事項

1. 趣旨

保育学研究の活性化を図るために行われる研究集会に補助金を交付する。

2. 対象

研究の内容は１に規定するものであり、一般社団法人日本保育学会の会員が中心になって企画したものであること。

3. 使途

補助金は、研究会の運営経費、講師等の旅費、謝金等にあてることができる。

なお、謝金の支払い基準については、謝金の支払い基準に関する内規にしたがい、学会員が講師となる場合は、謝金を支払うことはできない。

4. 財源

一般社団法人日本保育学会の一般会計の中から一件5万円から10万円を支給する。

5. 申請手続き

この補助金を受けようとする者は会員3名連名で次に掲げる事項に記載して、3月末日、8月末日、12月末日までに申請書を会長に提出するものとする。

① 会の目的と名称

② 会の主催者

③ 日本保育学会会員の人数及び総参加数

④ 日時及び場所

⑤ その他申請書記載欄

⑥ その他添付資料

・会のプログラム等、会の詳細がわかるもの

・補助金の使途が明確となる予算案

6. 告知

① 申請が承認された場合、一般会員へ一般社団法人日本保育学会ホームページ及び会報に参加呼びかけを掲載する。

② 参加受付は開催者とし、受付及び問合せ先の住所、電話、fax，メール等の連絡先を事務局へ届ける。

7. 報告

この補助金を受けた者は、研究会の状況を研究会終了後3ヵ月以内に別紙により報告するものとする。その際、領収書添付の会計報告提出を求める。

8. 書類の保管

事業報告に係わる書類は、事業申請に係わる代表者のもとで3年間保管すること。書類の再審査が必要となる事態が生じた場合、詳細な書類の再提出を求めることがある。

9. 補助金の配分方法

理事会で審議の上、決定する。

付則

本申し合わせ事項は、平成 18 年年 10 月 1 日から施行する。

一部平成 23 年 9 月 17 日改正

# 謝金の支払い基準に関する内規

（目的）

本内規は、本学会が主催する事業に伴う各種謝金の支払いに準用する基準を示すものである。

（謝金の定義）

謝金とは、大会等において本学会が依頼した非会員の講師等が行った講演やシンポジウム等に対して支払われる金額をいう。

（適用の範囲）

本内規に示す基準は、原則として日本保育学会大会における講演、シンポジウム、あるいはそれに準じた事業に適用する。

（謝金の基準額）

謝金の基準額は以下のとおりである。

講師等が名誉会員を含め会員の場合には謝金は支給しないものとする。

記念講演：10 万円（税引き後）

但し、講演者の社会的立場等を勘案し 30 万円までを上限として認めることができる。

10 万円を超える場合は、理事会に報告する。

特別講演： 5 万円（税引き後）

但し、講演者の社会的立場等を勘案し 10 万円までを上限として認めることができる。

シンポジウム等： 2 万円（税引き後）

（委任）

本内規に提示のない事項については、理事会の承認を得なければならない。

（改廃）

本内規の改廃は、理事会が行う。

附則　本内規は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。